

犬及び猫の終生飼養者譲渡実施要領

1 趣旨

この要領は、県が収容し、又は引き取った犬又は猫を、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 48 号。以下「条例」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、終生、適正に飼育できると認める新たな飼い主に譲渡するために必要な事項を定める。

2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 譲渡動物

県が収容し又は引き取った犬及び猫のうち、別表 1 に掲げる動物をいう。

(2) 終生飼養者

譲渡動物の飼育を希望する者で、譲渡動物を適正に最後まで飼養ができる者であって、別表 2 に掲げる終生飼養者基準に適合する者をいう。

(3) トライアル

収容動物の譲受けを予定する終生飼養者が、当該動物の譲受け前に一時的に飼養することをいう。

3 譲受け申込み及び承認

(1) 譲受けを希望する者は、譲受けを希望する動物の現在の状況を、対面して直接確認しなければならない。

(2) 譲受けを希望する者は、犬、猫等譲受申出書（鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成 14 年鳥取県規則第 13 号）様式第 5 号）に別紙（終生飼養者用）を添付して、誓約書（終生飼養者用）（様式 1）とともに総合事務所長又は生活環境事務所長（以下「事務所長」という。）に提出する。

(3) 事務所長は、別表 2 に規定する終生飼養者の基準に適合するか審査を行う。

(4) 事務所長は、審査の結果、終生飼養者の基準に適合すると認める場合は、終生飼養者に当該譲渡動物の飼養管理に必要な事項を指導したのちに譲渡を行う。なお、誓約書の写し及び収容中に行った獣医療に係る情報を、終生飼養者に交付する。

(5) 終生飼養者は、総合事務所又は生活環境事務所（以下「県事務所」という。）で収容動物の引渡しを受ける。ただし、対面して当該動物を直接確認した日と異なる日に引取りを行う場合は、終生飼養者から委任状の提出を受けた場合に限り、受任者が引渡しを受けることができる。

4 指導

事務所長は、譲渡を行う前に、動物の適正飼養のため終生飼養者に関連法規、動物由来感染症、飼い方等に関する指導を行う。

5 トライアル

(1) 譲受けを予定する動物のトライアルを希望する者は、当該動物と対面して動物の状況を直接確認した後、トライアル申込書（様式 2）に別紙（終生飼養者用）を添付して、事務所長に提出する。

(2) 事務所長は、別表 2 に規定する終生飼養者の基準に適合するか審査を行う。

(3) 事務所長は、審査の結果、終生飼養者の基準に適合すると認める場合は、当該動物の飼養管理に必要な事項を指導するとともに、当該動物のトライアル申込みを承認する。

(4) トライアルを行う者は、県事務所で当該動物の引渡しを受ける。

(5) トライアルを行った者は、受け入れ開始から 3 週間以内に、当該動物の譲受けの諾否につ

いて事務所に連絡する。ただし、トライアルを行った者から申し出があり、事務所に認められた場合はトライアル期間を延長することが出来る。

- (6) トライアルの後、当該動物を譲受ける場合は、3に基づく手続きを行う。なお、提出書類のうちトライアル申込みの際に既に提出した書類については、省略することが出来る。
- (7) 当該動物を譲受けない場合は、連絡後速やかに県事務所に返還する。

6 譲渡後の飼養状況調査

事務所に、3により譲渡した終生飼養者に対して、譲渡した日から3ヶ月経過した日以後に飼養状況連絡票（様式3）の事項について調査を行う。ただし、事務所に必要と認められた場合は、経過期間によらず随時、調査を行うことが出来る。

なお、事務所に飼養状況の確認のため、終生飼養者に関係書類等の提出を求めることが出来る。また、必要に応じて訪問調査を行うことができる。

7 その他

譲受けを希望する者で、譲受け希望動物がない場合には、各事務所に譲受希望登録票（様式4）により譲受希望登録を行うことが出来る。譲受希望登録は県事務所で受付けた日から1年間有効とする。

附 則

本要領は、平成28年1月1日から施行する。

別表1 譲渡動物

譲渡動物は、以下の基準を満たすものを事務所長が選定する。選定に当たっては、必要に応じて観察期間や順応期間を設ける。

なお、以下の基準には該当しない点があるが、終生飼養者がその点を理解し、当該動物の特性を踏まえた適切な飼養がなされると事務所長が認めたもの（「要ケア動物」という。）も選定の対象とする。

- 1 観察により健康であると認められるもの。
- 2 離乳前でないもの又は著しく高齢でないもの。
- 3 社交性、支配性、警戒心等を観察した結果、人及び社会に順応性があるもの。
- 4 攻撃性がないもの。
- 5 犬にあっては極端な無駄吠えをしないもの。

別表2 終生飼養者基準

- 1 譲受けを希望する動物の現在の状況を、対面して直接確認できること
- 2 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令（以下単に「法令等」という。）及び本要領に関して次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 法令等に違反している者
 - (2) 過去に法令等に基づく処分があった場合は、処分のあった日から2年を経過していない者
 - (3) 過去に法令等に基づく罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - (4) 過去に不正な手段により譲渡動物の譲渡を受けた場合は、その不正についての改善を確認できた日から2年を経過していない者
- 3 譲渡される動物を適正に終生飼養できること。
- 4 動物の飼養に関して同居者全員の同意が得られていること。
- 5 飼養場所が集合住宅又は借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、規約・賃貸契約書の写し等の提出により確認できること。
- 6 譲渡を受けようとする動物と同種類の動物を現に飼養していないこと。ただし、次の事項をすべて満たしている場合は除く。
 - (1) 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施していること。
 - (2) 動物間における感染性の疾病のまん延及び闘争の発生を防止するための措置を講じていること。
- 7 誓約書（様式1）の内容を理解し、遵守できること。
- 8 県が実施する指導及び調査に協力できること。
- 9 上記のほか、県が必要と認める要件を満たしていること。

別表3 トライアル中の遵守事項

- 1 飼育者としての責任を持ち、動物の本能、習性を理解した上で、適正に飼養するとともに、他人に迷惑をかけないこと。
- 2 トライアル開始日から3週間以内（トライアル期間を延長した場合は、その終了予定日まで）に、譲受けの諾否について回答すること。
- 3 係留して飼養する又は室内飼養等により、確実な逸走防止措置を行うこと。
- 4 当該動物が逸走した場合は、速やかに収容に努めるとともに県に報告すること。当該

動物が死亡した場合にも速やかに県に報告すること。

- 5 当該動物の問題行動に起因した問題や、病気等による問題が起こった場合は、自己の責任で処理すること。なお、咬傷事故が発生したときは速やかに県事務所へ報告すること。
- 6 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を遵守すること。
- 7 動物に係る全ての費用を負担すること。
- 8 動物の所有権は県に帰属することを承諾し、県から当該動物の飼養状況の説明を求められた場合又は返還を求められた場合には、速やかに対応すること。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則様式第5号
(終生飼養者用)

犬・猫等譲受申出書

鳥取県

事務所長 様

犬、猫等を譲り受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

申請者 住所

氏名

(電話番号)

飼育目的	<input type="checkbox"/> 愛玩 <input type="checkbox"/> その他(目的)						
種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫	品種		性別		毛色	
その他の特徴							
飼育者 (管理責任者)	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	住所					
		氏名		電話番号			
飼育場所	所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ					
	周囲の環境	<input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 集落 <input type="checkbox"/> 商業地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 山地 <input type="checkbox"/> その他()					

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

※本人確認が出来る書類(運転免許証、健康保険証等)を御持参ください。

(別紙)

譲受申出書別紙 (終生飼養者用)

年 月 日現在

飼育環境等について太枠内を記入してください

飼育環境等について太枠内を記入してください		確認欄
家族の同意	犬、猫を譲り受けることについて家族全員が同意していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※アレルギー等	
飼養予定場所	<input type="checkbox"/> 一戸建て(持ち家) <input type="checkbox"/> 一戸建て(借家)【家主の了解： <input type="checkbox"/> 有】 <input type="checkbox"/> 集合住宅【管理者の了解： <input type="checkbox"/> 有 → 証明： <input type="checkbox"/> 有】 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外で放し飼い <input type="checkbox"/> 屋外で繋いで飼育 <input type="checkbox"/> その他 ()	
他の飼養動物	<input type="checkbox"/> 飼っている <input type="checkbox"/> 犬 (頭) <input type="checkbox"/> 猫 (頭) <input type="checkbox"/> その他(種類： 、数) <input type="checkbox"/> 以前 () を飼っていたが、現在は飼っていない <input type="checkbox"/> 飼ったことはない	
(同種の動物を飼っている場合)	①犬の登録・狂犬病予防注射(犬を飼育している場合) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(理由：) ②繁殖制限措置 <input type="checkbox"/> 不妊去勢手術 <input type="checkbox"/> その他 () ③動物間の感染性の疾病のまん延及び闘争の防止措置 ()	
事前承諾事項	<input type="checkbox"/> 終生飼養 <input type="checkbox"/> 繁殖制限措置(不妊去勢手術等)の実施 <input type="checkbox"/> 所有者明示措置(マイクロチップ、迷子札等) 【犬】 <input type="checkbox"/> 登録と年1回狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着 【猫】 <input type="checkbox"/> 室内飼養	
関係法令等の遵守状況	<input type="checkbox"/> 違反無 <input type="checkbox"/> 違反有(違反内容： 違反時期：)	

(任意事項) 情報公開について ※譲渡時のみ。トライアル申出は不要。

県収容中の動物の写真についてホームページ等での公開を了承します。

譲受時又は譲受後の動物の写真や飼養状況についてホームページ等での公開を了承します。

平成 年 月 日

鳥取県

事務所長 様

誓約書（終生飼養者用）

この度、私は鳥取県から動物を譲受けるにあたり、下記のすべての事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

記

- 1 動物の習性及び生理等を理解した上で適正なしつけを行うとともに、飼い主の責任を十分に自覚し、人への危害防止等他人に迷惑をかけないようにし、適正に終生飼養します。
- 2 当該動物の次の特性を理解し、終生、適切に飼養します。（要ケア動物の場合のみ）
〔
3 犬については、狂犬病予防法に基づき、譲渡を受けた日（生後 90 日以内の犬は生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に市町村長に登録の手続きをするとともに、毎年 1 回狂犬病予防注射を受け、鑑札及び注射済票を装着します。
4 猫については、室内飼養を行います。
5 飼養に当たっては、係留して飼養する又は室内飼養等による、確実な逸走防止措置を行います。
6 動物に不妊去勢手術等の繁殖制限措置及びマイクロチップや迷子札等の所有者明示措置を実施します。
7 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を遵守します。
8 譲受後の状況について、飼養状況連絡票（様式 3）の事項を連絡します。
9 譲受けた動物に病気その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が起きた場合にあっては、県に対してその責任を一切問わないとともに、問題については自己の責任で処理します。また、損害を受け又は与えた場合も賠償を請求しません。
10 やむを得ず飼養が困難になった場合は、新たな飼い主を責任を持って探すとともに、譲受けた県事務所に連絡します。
11 県が実施する調査及び指導等に協力するとともに、不適正な事項があった場合には、改善の指示に従います。〕

住 所： _____

氏 名： _____

鳥取県

事務所長 様

申請者住所
氏名
電話番号

トライアル飼育申込書

次の動物をトライアルとして飼養したいので申込みします。なお、下記のすべての事項を了解した上で遵守し、受け入れる動物を適正に飼養することを誓います。

動物の特徴	(種類、品種、毛色、性別、要ケアの内容)
予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲受申出書の別紙 (終生飼養者用)
備考	

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。
※本人確認が出来る書類 (運転免許証、健康保険証等) を御持参ください。

- 1 トライアル中は飼育者としての責任を持ち、動物の本能、習性を理解した上で、適正に飼養するとともに、他人に迷惑をかけません。
- 2 受け入れ開始から3週間以内 (トライアル期間を延長した場合は、その終了予定日まで) に、譲受けの諾否について回答します。
- 3 係留して飼養する又は室内飼養等による、確実な逸走防止措置を行います。
- 4 逸走した場合は速やかに収容に努めるとともに県に報告します。また、死亡した場合は速やかに県に報告します。
- 5 犬については、一日に1~2回程度の散歩を実施します。
- 6 猫については、室内で飼養します。
- 7 当該動物の問題行動に起因した問題や、病気等による問題が起こった場合は、自己の責任で処理します。咬傷事故が発生したときは速やかに県事務所へ報告します。
- 8 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例、その他関係法令に定められた事項を遵守します。
- 9 動物に係る全ての費用を負担します。
- 10 動物の所有権は県に帰属することを承諾し、県から当該動物の飼育状況の説明を求められた場合又は返還を求められた場合には、速やかに対応します。

【トライアル終了予定日:平成 年 月 日】

事務処理欄 (以下は記入しないでください。)

承認年月日	引渡年月日	引渡確認者	返還・譲渡年月日	返還・譲渡確認者
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()			
特記事項				

飼養状況連絡票（終生飼養者用）

郵便番号
住所
氏名
電話番号

譲り受けた動物の飼養状況を次のとおり報告します。

譲受日		年 月 日		
特徴	種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫	品種	
	毛色		性別	
飼養場所		<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外		
犬の登録・狂犬病予防注射（譲渡動物が犬の場合のみ）		<input type="checkbox"/> 実施済（登録番号： 、済票番号： ） <input type="checkbox"/> 未実施（理由： ） 犬鑑札、注射済票を <input type="checkbox"/> 装着している <input type="checkbox"/> 装着していない		
繁殖制限措置		<input type="checkbox"/> 不妊去勢手術実施済 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
所有者明示措置		<input type="checkbox"/> マイクロチップ <input type="checkbox"/> 迷子札 <input type="checkbox"/> 犬の鑑札・狂犬病予防注射済票 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
健康状態				
添付書類		（事務所長が必要と認める書類）		
コメント（現在の動物の様子や、飼養された感想など）		※もしよろしければ現在の写真など電子メールでお送りください。		

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

（県記載欄）報告期間	平成 年 月 日以降
------------	------------

※本連絡は、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電話で行ってください。

(様式4)

譲受希望登録票 (終生飼養者用)

年 月 日現在

第 号	受付年月日	調査者	
住所			
氏名	(年齢:)		
連絡先	(連絡のつく携帯電話や電子メールアドレス)		
譲受希望理由			
飼養希望動物	種類: <input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 性別: <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> どちらでも		
	要ケア動物 ^(※) の引き受け: <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 動物による(見て決める) <input type="checkbox"/> 要ケアのみ希望 ※要ケア動物: 離乳前、病気や老齢で介護が必要、問題行動や慣れるのに時間がかかるなど、その点を理解してその動物の年齢や性格にあわせた飼養をしていただく必要がある動物のことです。犬猫の飼養についてある程度の知識や経験を持ち、問題点も十分ご理解いただいた上で適切な飼養を行っていただける方への譲渡となります。		
	その他の希望(年齢、毛色、大きさ、品種等、特段の希望があればご記入ください)		
飼養動物 飼育経験	<input type="checkbox"/> 飼っている <input type="checkbox"/> 犬(頭) <input type="checkbox"/> 猫(頭) <input type="checkbox"/> その他(:数) <input type="checkbox"/> 以前()を飼っていたが、現在は飼っていない。 <input type="checkbox"/> 飼ったことはない		
家族の同意	譲受けについて同居家族全員が同意しているか(アレルギー等) <input type="checkbox"/> はい		
飼養予定場所	<input type="checkbox"/> 一戸建て(持ち家) <input type="checkbox"/> 一戸建て(借家)【家主の了解: <input type="checkbox"/> 有】 <input type="checkbox"/> 集合住宅【管理者の了解: <input type="checkbox"/> 有 → 証明: <input type="checkbox"/> 有】 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外で放し飼い <input type="checkbox"/> 屋外で繋いで飼育 <input type="checkbox"/> その他 ()		
(同種の動物を飼っている場合)	①犬の登録・狂犬病予防注射(犬を飼育している場合) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(理由:) ②繁殖制限措置 <input type="checkbox"/> 不妊去勢手術 <input type="checkbox"/> その他 () ③動物間の感染性の疾病のまん延及び闘争の防止措置 () ④所有明示措置 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
法令等遵守状況	<input type="checkbox"/> 違反無 <input type="checkbox"/> 違反有(違反内容: 違反時期:)		
事前承諾事項	<input type="checkbox"/> 終生飼養 <input type="checkbox"/> 繁殖制限措置(不妊去勢手術)の実施 <input type="checkbox"/> 所有者明示措置(マイクロチップ、迷子札等)の実施 【犬】 <input type="checkbox"/> 登録と年1回狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着 【猫】 <input type="checkbox"/> 室内飼養		

※本書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

※収容動物の情報提供期間は受付日から1年間です。

(参考様式)

委任状

鳥取県

事務所長 様

住所

氏名

印※

私が譲り受ける動物の、引き渡しについては下記の者に委任します。

記

代理人 住 所

氏 名

代理人との関係

※ 委任者欄の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

事務処理欄

代理人の本人確認

運転免許証 健康保険証 その他 ()